参考資料 3-1

大阪府の建築物環境配慮制度の概要

大阪府温暖化の防止等に関する条例

第三章　建築物の環境配慮　（第 15 条～第 28 条）

第 15 条　建築物環境配慮指針の策定

知事は建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針を定める。

第 16 条 建築主の環境配慮義務

第 17 条 建築物環境計画書の作成等

⇩

建築物環境計画書の作成等

特定建築主は、建築物の環境配慮のための措置に係る計画書を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する 21 日前までに、知事に届け出なければならない。（第 17 条）

○報告の徴収
（第 37 条）

建築物環境配慮評価システム

○指導及び助言
（第 26 条）

建築物の環境配慮指針（参考資料 3-2）に基づく環境配慮のために講じようとする措置を評価する

CASBEE－建築（新築）

建築物の総合的な環境配慮の取組みを評価

環境性能効率（BEE）＝環境品質／環境負荷

＋

大阪府の重点評価

地球温暖化やヒートアイランド対策を重点的に評価

ＣＯ２削減、省エネ対策
みどり・ヒートアイランド対策

建築物の環境配慮に関する表示義務

特定建築主は、特定建築物（当該特定建築物の部分を含む。）の販売又は賃貸について、一定の方法により広告をするとき（特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者（販売等受託者）が広告をするときを含む。）は、広告に建築物の環境配慮措置の評価結果の要旨を記載した標章（建築物環境性能表示）を表示しなければならない。（第 21 条）

表示の届出

特定建築主又は販売等受託者が広告に建築物環境性能表示を最初に表示したときは、広告を掲載した日から 15 日以内に、知事に届け出なければならない。（第 23 条第 1 項）

表示の届出の公表

大阪府のホームページなどにより公表する（第 23 条第 2 項）

建築物の環境配慮に係る措置の評価結果説明の努力義務

特定建築主(販売等受託者を含む。)は、当該特定建築主に係る特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、建築物の環境配慮のために講じようとする措置の評価結果の内容を説明するよう努めなければならない。（第 25 条）

大阪府建築物環境性能表示とは

○　建築物の環境配慮の措置についての評価結果を記載した標章で、大阪府の重点評価の３項目と CASBEE の総合評価、及び再生可能エネルギー利用設備の導入状況などを表示する。